

各 局 長
各 区 長
教育委員会事務局教育次長 様
各行政委員会事務局長
議会事務局長

財 政 局 長

平成 26 年度の予算編成について

平成 26 年度予算編成に当たっては、別に通知する「平成 26 年度の行財政運営について」を基本として、下記の事項に留意し、予算要求事務を進めるよう通知します。

記

1. 予算編成の進め方

本市の財政状況は、今後、少子高齢化・人口減少社会の急速な進展による社会保障関係費の増加や市税収入の減少が予測される所であり、健全化判断比率は政令指定都市トップクラスの水準を確保しているものの、財政の弾力性を示す経常収支比率が 2 年連続で上昇するなど、財政構造の一層の改善に努める必要がある。

これらの状況を踏まえ、平成 26 年度当初予算では、事実と根拠に基づき、事業の必要性や費用対効果を精査し、徹底した経費の見直しや事業の再編・再構築を行うなど、現場主義・市民目線での行財政改革を断行する。

こうした行財政改革により生み出した経営資源を、堺市マスタープランに基づいた堺・3つの挑戦や、市民が安心、元気なまちづくりに積極的に投入するとともに、身近な住民サービスに必要な権限と財源の区や地域への移譲を進め、地域のことは地域で決められるよう都市内分権の推進を図る。

2. 留意事項

(1) 市民目線による行財政改革の断行

市政運営に要する費用は市民が負担していることを再度認識し、事業の費用対効果を検証し、全ての事業を活動指標や成果指標などの根拠と事実に基づいて点検し、社会経済環境の変化等により必要性の薄れているものや効果が明らかでないもの、上位施策との関連性が不明確なものについては廃止を含めた再編・再構築を行うこと。

併せて、みんなの審査会の対象事業や類似事業については、審査結果や審査会における意見を十分に踏まえること。

(2) 堺市マスタープランの3つの挑戦と市民が安心、元気なまちづくりの推進

堺市マスタープランに基づく3つの挑戦や、市民が安心、元気なまちづくりの実現に必要な施策を推進すること。

その際には、施策の必要性や実現性、費用対効果の検証や、目標とする成果指標の設定など、客観的な事実と根拠に基づいて要求すること。

(3) 地方分権改革・都市内分権の推進

住民サービスの向上や地域課題の解決に向け、国や大阪府から、身近な住民サービスの権限と財源の移譲を進めるとともに、現場により近いレベルでの課題解決が可能となるよう、必要な権限と財源の区や地域への移譲を一層進め、都市内分権を推進すること。

(4) 局区の要求方針の策定

各局・区においては、市長が指示する「平成26年度の行財政運営について」に基づき、重点的に推進、及び見直しを行うべき内容について、予算要求方針を策定すること。

また、各局・区それぞれの創意工夫を予算要求に取り入れること。

(5) 補助金、負担金の見直し

補助金については、社会経済環境の変化等を踏まえ、個々の事業の必要性や効果を検証し、廃止も含めた見直しを行うこと。負担金についても、同様の観点から見直し、不要なものについては整理統合・削減を行うこと。

また、対象経費や補助率・負担割合についても適切な見直しを行うこと。

(6) 外郭団体の見直し

「外郭団体の見直し方針」や堺市外郭団体に関する懇話会の意見・提言、改善指導通知書の指導内容を十分に踏まえ、必要な見直しを行うこと。

(7) 社会保障関係費の適正化

生活保護費をはじめとする扶助費や介護保険事業特別会計への繰出などのいわゆる社会保障関係費については、レセプト点検の強化など適正給付を図ること。

また、単独扶助については、社会経済環境や市民ニーズの変化等を踏まえ、必要性や効果等の観点から見直しを行うこと。

(8) 資産の有効活用

公共施設の維持・更新経費については、人口減少社会を本格的に迎える中で、長期的な視点に立ち、廃止や統合など、効率的、効果的な公共施設のあり方について検討し、精査すること。

また、未利用・低利用財産の売却や貸付などを積極的に進めるほか、あらゆる財産を広告媒体として活用するなど、歳入の確保に努めること。

(9) 債権管理の適正化

「堺市債権の管理に関する条例」の趣旨を踏まえ、市民負担の公平性、歳入確保の観点から、債権の回収に努めるなど、債権管理の一層の適正化を図ること。

なお、回収にあたっては、民間の持つノウハウを活用するとともに、財産差押えなどの法的手段を最大限活用すること。

(10) 政策立案・調査研究業務委託の見直し

政策立案・調査研究は、職員が業務の目的や成果を見据え、職員自らが行うことが原則であり、業務委託する場合は、専門的な知識・技術を要するなど、職員が行うことが困難なもの、職員が行うと著しく非効率なもの、第三者的な立場から客観的及び公正な評価を得る必要があるものなど、十分な合理性が認められるものに限定すること。

政策立案等のすべてを外部委託する、いわゆる丸投げ委託は認めないこととする。

(11) 国の平成26年度予算への対応

現在、国においては、来年度の予算編成作業が進められているが、社会保障と税の一体改革の動向など、予定されている制度変更や経済対策などの情報収集に鋭意努め、適切に対応すること。

(12) 事業を取り巻く財源構成の変更への迅速な対応

国や府における行財政改革により、財源変更があった場合には、一般財源による補てんは原則として行わないため、事業の廃止も含めて見直しを行うこと。

(13) 予算編成の見える化

引き続き、予算編成過程等をホームページで公開することで、市政の透明性の向上や市民等への説明責任の徹底を図る。

3. スケジュール

予算要求締切	1 1月上旬
財政課長内示	1月上旬(予定)
市長査定	2月上旬(予定)